

平成30年度

法人本部事業計画書

社会福祉法人 南幌苑

けい えい り ねん
経営理念

わたし にんげん ぞんげん
私たちは 人間としての尊厳と

しゃかいいんたい しそう きほんりねん
社会連帯の思想を基本理念とし

りようしゃ あい せいじつ むね
利用者に愛され誠実を旨とし

しんらい しせつ せんくせい
信頼される施設として先駆性

どくじせい はっき きたい こ
独自性を発揮し期待を超える

ていきょう しゃかい こうけん
サービスを提供することで社会に貢献する。

しゃかいふくしほうじん なん ぽろ えん
社会福祉法人 南幌苑

事業計画

当施設も平成30年4月に開設30周年を迎え、平成29年度より5年間の社会福祉充実計画を策定し、ご利用者の強度行動障がい・高齢化に伴い、居住空間の整備、屋外生活空間の整備、及び就労や作業が安心して取り組める環境整備などを行うこととした。

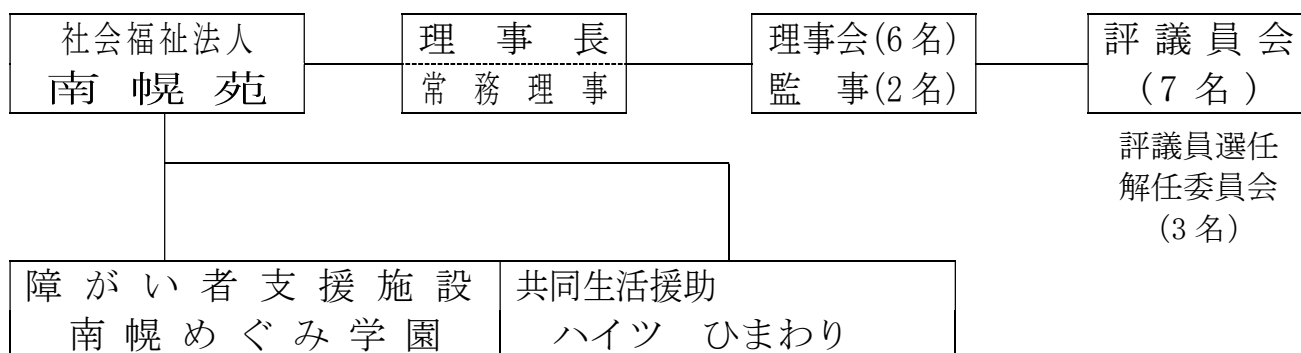
平成30年度の計画においては、旧南幌幼稚園建物を利用して活動していた地域生活支援センター「かよえ〜る」の移転新築工事を実施する。また、同敷地内にドッグラン施設を併設した福祉の店を新築し、喫茶コーナーや製品販売を行うことにより、地域住民が気軽に利用でき交流を通じ、ご利用者の就労環境整備とあわせて、地域との関わりや地域住民の方々への理解と啓発を相互扶助としての機能を持ち、生活環境・利用環境の向上を目指す事業を展開する。

障がい者自立支援法の施行から11年が経過し、障がい福祉サービス等のご利用者は倍増するなど、障がい者への支援は年々拡充し、「改正障がい者総合支援法」が平成30年4月1日に施行、同時に障がい福祉サービス等報酬改定があり、障がい福祉サービス等ご利用者の強度行動障がい・高齢化を踏まえた支援に対するサービスの評価が新たに設定され、施設においては専門養成研修を修了した職員配置により加算報酬となり、共同生活援助（グループホーム）強度利用者支援に新たな類型の創設、就労継続支援における平均工賃に応じた基本報酬設定、障がい者の高齢化により居宅・日中活動系サービスの障がい福祉と介護保険互いの事業所指定が受けやすくなる共生型サービスが設定される。

当施設においては、平成29年度まで強度行動障がい利用者割合に応じた職員数がすでに専門研修を修了しているが、サービス毎の報酬の設定においては、適正なサービスの確保や制度の持続可能性等の観点から、各サービスの収支状況を踏まえつつ、改正内容を早期に把握し対応できるよう体制づくりに努める。

また、報道でまだ堪えない虐待・事故などを未然に防ぐために、人間理解・障がい特性の理解とそれに基づく対人援助専門職としての職員研修、養成に対する組織的な取り組み、ご利用者を中心とした施設外関係機関との連携を密にして対応する他、感染症等の対策においても委員会にてマニュアルの随時見直し、発生予防、感染予防を徹底し、一人ひとりの安心安全、またニーズを第一に自己選択、自己決定に応えることができるようサービスの質の向上に努めていく。

1. 法人の組織



2. 法人の事業

次の社会福祉事業を経営し、サービスの質を向上させると共に、法人経営の健全化に努める。

1) 障がい者支援施設 南幌めぐみ学園

(事業者番号 0115800393)	施設入所支援	定員	50名
	生活介護	定員	60名
	就労継続支援B型	定員	10名

2) 短期入所事業所 南幌めぐみ学園

(事業者番号 0115800112) 定員 5名

3) 共同生活援助 ハイツ ひまわり

(事業者番号 0125800102) 定員 4名

4) 委託事業

日中一時支援事業 定員 5名

5) 移送サービス事業

福祉有償運送

3. 法人役員・評議員

社会福祉法人南幌苑の役員は、社会福祉法人制度改正により平成29年4月1日から理事6名、監事2名、評議員7名で構成される。また任期は理事・監事は平成31年度の定時評議員会(6月)の終結の時、評議員は平成33年度定時評議員会(6月)の終結の時までである。

4. 評議員選任解任委員

平成29年4月1日から外部委員1名、監事1名、事務局1名で構成される。任期は平成33年度定時評議員会(6月)の終結の時までである。

5. 福祉サービス相談委員・虐待防止委員

福祉サービス相談委員・虐待防止委員については、平成30年3月末に任

期満了となり、平成30年4月より新たに選任して、4月に委員会を開催し適切な対応と迅速な処理に努め、より一層質の高い福祉サービスを提供する。

相談・苦情解決責任者、虐待防止責任者（理事長・常務理事）

相談・苦情受付担当者、虐待防止マネージャー

（支援課長、総務課長、サービス管理責任者2名）

第三者委員（外部1名、法人監事1名）

6. 役員会の開催

1) 理事会の開催

制度改正により業務執行に関する意思決定機関として位置付ける。

平成30年度の理事会の開催予定は、次のとおりとするほか必要に応じて臨時の理事会を開催する。

開催月	主な審議事項
平成30年5月	平成29年度事業報告・平成29年度決算報告
平成30年7月	平成30年度事業執行状況報告
平成30年10月	平成30年度事業執行状況報告、定款変更
平成31年1月	平成30年度事業執行状況報告
平成31年3月	平成31年度事業計画・平成31年度収支予算

2) 評議員会の開催

制度改正により法人運営の事後的な監督を行う議決機関とし、法人の業務の決定にあたり重要な事項について評議員会を開催する。

平成30年度の評議員会の開催予定は、次のとおりとする他必要に応じて臨時の評議員会を開催する。

開催月	主な審議事項
平成30年6月	平成29年度事業報告、平成29年度決算報告
平成30年10月	定款変更

7. 監事による監査

1) 監事は、理事会において出席して、理事会の運営状況及び理事の業務執行状況を監査報告する。（年4回）

開催月	主な監査内容
平成30年5月	事業報告、収支決算
平成30年7月	運営状況、資産管理
平成30年11月	運営状況、資産管理
平成31年1月	運営状況、資産管理

2) 監事は、法人の財産状況、ご利用者等の状況を監査する。

3) 監事は、監査報告書を作成し、理事会及び空知総合振興局に報告する。

8. 福祉サービス相談委員会・虐待防止委員会

福祉サービス相談委員会を中心とする苦情対応マニュアルの徹底により、適切な対応と迅速な処理に努め、より一層質の高い福祉サービスを提供する。また、北海道主催の設置者・管理者・サービス管理責任者対象の障がい者虐待防止・権利擁護研修の参加、虐待防止委員会を中心とする虐待防止マニュアルの徹底により、適切な対応と迅速な処理に努め、毎月の振り返りシートを使用し職員個々の意識も高め、より一層質の高い福祉サービスを提供する。

9. 快適な住空間、就労環境の整備（社会福祉充実計画）

社会福祉法改正により、平成 29 年度から策定し道から承認済の社会福祉充実計画に沿い、今後の生活様式やご利用者の快適な生活環境と、適切で有効なサービスを効果的に提供できるよう、また、ご利用者の生活を支える基盤としての役割を果たすため、援助しやすい空間を提供する。

- 本体施設 … 居住棟、管理棟、ふれあい棟、体育館内装工事（平成 30 年度予定）
発電機整備工事（平成 31 年度）
屋上防水設備工事（平成 32 年度）
ボイラー設備更新工事（平成 33 年度）
暖房設備、各種配管更新工事（平成 36 年度）
- かよえ～る… 就労支援事業所・喫茶棟新築工事（平成 30 年度）
旧建物取壊工事、外構整備工事（平成 30 年度～）
- ハイツひまわり… スプリンクラー整備工事（平成 31 年度）

10. 役職員研修の充実

今年度も、制度改革、報酬改定に対応するため、また、法人経営の改革に必要な知識の習得を図るために、道社協が実施する「社会福祉法人役員専門研修」に参加する他、関係団体主催の研修会に随時参加する。役職員の情報交換や視察研修会及び懇談会を実施する。また、役職員を対象に施設内において講師を招いて、虐待防止、リスクマネジメント研修を開催する。

11. 情報公開

今回の制度改革に基づき、法人運営の透明性の確保として、事業計画・事業報告・財務諸表のほか、定款・現況報告書について、また、施設内の出来事など、引き続き、法人ホームページにおいて情報公開し、ご家族、地域等のコミュニケーション促進に努める。

さらに「南幌めぐみ学園だより」を年 2 回以上発行し、新聞に折込み地域

へ発信する他、各機関・団体等へ送付し施設事業の情報発信に努める。

12. 地域における社会貢献の取り組み

福祉の店の新築により、製品販売所や喫茶・軽食コーナー、またドックラン施設も併設し、アンテナショップとしての役割も果たしていく。また、学園祭やスポーツ大会の開催と併せて施設の開放を積極的に行い、地域住民が気軽に利用でき、交流を通じて法人の基本理念を理解していただけるよう努める。例年同様、手袋編機を活用した交通安全、防犯対策等の啓発事業への協力、利用者による学園周辺の道路清掃、高齢者世帯の除雪、南幌町や高齢者施設への干支関連の作品等の寄贈も引続き実施していく。

13. 南幌めぐみ学園開設 30 周年記念事業

平成 30 年 4 月には開設 30 周年を迎え、記念事業として就労支援事業所・福祉の店の落成式と合わせて、記念式典を実施する。また、開設 30 周年のあゆみなど記録した記念誌を発行する。

・平成 30 年 10 月 20 日 記念式典・落成式

14. 当法人経営する事業が、より効果的で充実したものになるよう、積極的に各種補助事業の申請を行う。

15. 対外業務

- 1) 北海道知的障がい福祉協会
災害対策検討委員会 委員 栗林 和史
- 2) NPO法人 北海道ソーシャルワーカー協会
理事 栗林 和史
- 3) 空知知的障がい福祉協会
理事 栗林 和史
正幹事 土井 正樹 副幹事 米澤 良輔
- 4) 南幌町障がい福祉計画策定委員会
職務代理者 栗林 和史
- 5) 南幌町障がい者虐待防止ネットワーク会議
委員 栗林 和史
- 6) 南空知南部障がい認定審査会
委員 渡辺 実希

社会福祉法人南幌范役員名簿

平成30年 4月 1日

職名	氏名	生年月日	年齢	住所	電話番号	職業
理事長	佐藤健勝	S18. 2. 28	75	〒069-0235 空知郡南幌町中央4丁目7番11号	011-378-2427	㈱さとう自動車整備工場 会長 元南幌町民生委員
常務理事	栗林和史	S30. 1. 5	63	〒069-0231 空知郡南幌町北町4丁目6番14号	011-378-0305	南幌めぐみ学園総合施設長 道知的障がい福祉協会検討委員
理事	境憲明	S38. 3. 6	55	〒069-0238 空知郡南幌町元町3丁目1番12号	011-378-2708	(有)境設備配管 代表取締役
理事	篠原茂樹	S25. 9. 12	67	〒069-0232 空知郡南幌町緑町3丁目7番1号	011-378-3637	南幌町役場勤務 元北海道立太陽の園施設長
理事	渡邊修一	S32. 1. 3	61	〒069-0235 空知郡南幌町中央1丁目4番3号	011-378-4082	元北海道立高等学校教頭 南幌町公平委員
理事	段正登士	S25. 3. 25	68	〒069-0238 空知郡南幌町元町4丁目3番10号	011-378-0368	元南幌町社会福祉協議会事務局長 人権擁護委員
監事	田中達	S14. 4. 8	78	〒069-1203 夕張郡由仁町東栄356	0123-83-2615	元南幌中学校長 元南幌町公民館々長
〃	利國誠	S30. 2. 10	63	〒069-0236 空知郡南幌町西町6丁目1番2号	011-378-3515	セブンイレブションオーナー
計	理事6名	監事2名				
相談役	高橋寅雄	S13. 10. 10	79	〒069-0215 空知郡南幌南15線西20番地	011-378-1582	株式会社南幌土建 会長

